

令和元年 8 月 2 9 日

公益社団法人 日本滑空協会 ご担当者 様

航空局総務課危機管理室

外国元首・祝賀使節等の来日に伴う飛行制限区域等の設定について

平素より大変お世話になっております。

今般、外国元首・祝賀使節等の来日に伴い、航空法第 8 0 条に基づき飛行制限区域を設定致しましたので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いします。

つきましては、貴協会会員の方々にも周知して頂きますようお願い申し上げます。

【 参 考 】

別添①報道発表資料

別添②A I P S U P 原文

A I P 掲載 URL : <https://aisjapan.mlit.go.jp/Login.do>